

静岡県人事委員会は、静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県人事委員会委員長 小川 良昭

静岡県人事委員会規則13－120

静岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の育児休業等に関する規則（静岡県人事委員会規則13－26）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（条例第24条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員）</u> 第16条の2 <u>条例第24条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である非常勤職員とする。</u> <u>（部分休業の承認）</u> 第16条の3 <u>条例第25条第3項の非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が勤務時間規則第12条第1項第10号の休暇に相当する休暇を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該休暇を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u>	<u>（第1号部分休業の承認）</u> 第16条の2 <u>条例第25条第2項の規定による第1号部分休業の承認は、1日につき2時間から、第1号部分休業を請求した職員において、勤務時間規則第12条第1項第10号の規定による特別休暇を承認されている時間、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の2第1項に規定する介護時間を承認されている時間及び勤務時間規則第13条の3第2項に規定する第1号子育て部分休業を承認されている時間を減じた時間の範囲内の時間において行うものとする。</u> <u>2 条例第25条第3項の規定による非常勤職員に係る第1号部分休業の承認は、1日につき、第1号部分休業を請求した非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間から、当該非常勤職員において、勤務時間規則第12条第1項第10号の規定による特別休暇に相当する休暇を承認されている時間、勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間に相当する休暇を承認されている時間及び勤務時間規則第13条の3第2項に規定する第1号子育て</u>

(部分休業の承認の請求手続) 第17条 部分休業の承認の請求は、様式第5号の 部分休業承認請求書により行うものとする。 2 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請 求について準用する。	<u>て部分休業を承認されている時間を減じた時間 の範囲内で、かつ、2時間を超えない範囲内の 時間において行うものとする。</u> (部分休業の申出及び申出の内容の変更の手 続) 第17条 法第19条第2項の規定による部分休業の 申出及び同条第3項の規定による当該部分休業 の申出の内容の変更は、様式第5号の部分休業 申出書により行うものとする。 2 任命権者は、部分休業の申出及び当該部分休 業の申出の内容の変更について、その事由を確 認する必要があると認めるときは、当該申出及 び申出の内容の変更をした職員に対して、証明 書類の提出を求めることができる。 <u>(第1号部分休業の承認の請求手続)</u> 第17条の2 条例第25条第1項に規定する第1号 部分休業の承認の請求は、様式第6号の第1号 部分休業承認請求書により行うものとする。 2 第3条第2項の規定は、第1号部分休業の承 認の請求について準用する。 <u>(第2号部分休業の承認の請求手続)</u> 第17条の3 条例第25条の2第1項に規定する第 2号部分休業の承認の請求は、様式第7号の第 2号部分休業承認請求書により行うものとし る。 2 第3条第2項の規定は、第2号部分休業の承 認の請求について準用する。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第17条第1項関係)

部分休業申出書

申出対象期間	年度				
所属	氏名				
1 申出に係る子	氏名	続柄等	生年月日		
			年 月 日		
2 申出	申出月日	申出の内容(①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき条例で定める時間 (10日相当)を超えない範囲内		
	月 日				
3 変更(第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁欄
	月 日				
4 変更(第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	特別の事情の有無 (有又は無を記入)	決裁欄
	月 日				
5 備考					

(注) 証明書類の例

申出、変更に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等)(写しでも可)。

様式第 5 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 6 号 (第17条の 2 第 1 項関係)

第 1 号 部 分 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者) 様 下記のとおり第 1 号部分休業の承認を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		所 属 名	
		職 名	
		職 員 番 号	
		氏 名	
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生 年 月 日	年 月 日生	
2 請 求 期 間 及 び 時 間	期 間		時 間
	年 月 日から	☐ 毎 日	① 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	☐ その他()	② 時 分～ 時 分
	年 月 日から	☐ 毎 日	① 時 分～ 時 分
	年 月 日まで	☐ その他()	② 時 分～ 時 分
3 備 考			

(注) 1 第 1 号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

2 該当する□にはレ印を記入すること。

(裏面)

[illegible]

様式第7号(第17条の3第1項関係)

第 2 号 部 分 休 業 承 認 請 求 書

[illegible]

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。ただし、第17条、第17条の 2 及び第17条の 3 の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡県職員の育児休業等に関する規則の様式により提出されている請求書等は、改正後の静岡県職員の育児休業等に関する規則の相当する様式により提出された請求書等とみなす。
- 3 職員は、この規則の施行の日前に、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）附則第 2 条の規定により申出及び申出の内容の変更並びに請求を行う場合には、改正後の第17条、第17条の 2 及び第17条の 3 の規定の例により行うことができる。